

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定
根拠法令及び条項		建築基準法施行令第137条の16第2号
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成27年5月27日 国住指第555号）</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成27年5月27日 国住指第558号）</p> <p>「建築基準法質疑応答集」（第一法規 平成元年）</p>
基準	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成27年6月1日設定（年 月 日最終変更）